

監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月29日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 矢 吹 安 子

定期監査結果

彦根市監査基準(令和2年彦根市監査委員訓令第1号)に準拠して監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定に基づく財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理(以下「財務事務執行等」という。)の定期監査

2 監査の期日および対象所属

令和6年10月から令和7年6月までの間に次のとおり実施した。

(1) 実地監査

監査期日	監査対象所属
10月11日	稲枝中学校 稲枝東小学校
10月18日	金城小学校 城西小学校 西中学校
10月30日	彦根中学校 河瀬出張所 河瀬地区公民館 河瀬小学校
11月6日	高宮幼稚園 高宮小学校 高宮出張所 高宮地域文化センター
11月13日	稲枝東幼稚園
11月15日	ふたば保育園 人権・福祉交流会館 広野教育集会所 城南小学校
11月22日	ライフサービス課 財政課
12月20日	人権政策課 情報政策課 DX推進室 スポーツ振興課
12月26日	国スポ・障スポ総務課 国スポ・障スポ競技課
1月10日	議会課 選挙管理委員会事務局 まちづくり推進課
1月17日	住宅課 建築指導課 景観まちなみ室 交通政策課

1 月 20 日	建設管理課 技術管理室 都市計画課 庄堺公園管理事務所 稲枝駅西側開発調整室 建築課
1 月 21 日	彦根城博物館
1 月 31 日	農業委員会事務局 企画課 女性活躍推進室 道路河川課 国・県事業対策室 市街地整備課
2 月 3 日	子ども・若者課 少年センター 子育て支援課 家庭児童相談室
2 月 12 日	障害福祉課 障害者福祉センター 社会福祉課 幼児課 発達支援センター
2 月 17 日	高齢福祉推進課 医療福祉推進センター 健康推進課 休日急病診療所
2 月 20 日	広報戦略課 秘書課
3 月 25 日	出納室 観光交流課 エンタテインメント課 フィルムコミッション室 ひこにゃんブランド推進室 保険年金課
3 月 26 日	契約監理室 生活環境課 公害試験室 ごみ減量・資源化推進室 彦根市消費生活センター 消防本部 本署・分署
4 月 7 日	教育研究所 図書館 新図書館整備推進室 視聴覚ライブラリー
4 月 11 日	文化振興課 彦根市学校給食センター
4 月 18 日	学校 I C T 推進課 教育総務課 生涯学習課
4 月 23 日	学校教育課 学校支援・人権・いじめ対策課 文化財課 開国記念館 歴史民俗資料室 彦根城世界遺産登録推進室
5 月 8 日	危機管理課 公有財産管理課
5 月 15 日	地域経済振興課 営業戦略室 農林水産課 地域農産品ブランド化推進室 総務課 コンプライアンス推進室
5 月 28 日	働き方・業務改革推進課 人事課 清掃センター
6 月 3 日	上下水道部(水道事業) 上下水道部(下水道事業)
6 月 4 日	市立病院
6 月 26 日	臨時特別給付金室 債権管理課 税務課

(2) 書類監査

監査期日	監査対象
10 月 3 日	東地区公民館 城東小学校 彦根幼稚園 鳥居本中学校
10 月 15 日	平田小学校 平田こども園 東保育園

10月22日	南地区公民館 農村環境改善センター 亀山出張所 亀山小学校
11月5日	稲枝支所 稲枝北小学校 稲枝西小学校
11月12日	中央中学校 若葉小学校 旭森小学校
11月19日	東中学校 佐和山幼稚園 佐和山小学校
12月5日	南中学校 城陽小学校 城陽幼稚園
12月9日	西保育園 城北小学校 城北幼稚園
12月13日	市民交流センター 東山児童館 旭森地区公民館 旭森幼稚園
12月19日	鳥居本出張所 鳥居本地区公民館 鳥居本小学校
6月26日	Jリーグ誘致推進室

3 監査の方法

令和6年度の各時点における財務事務執行等について、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかに着眼し、対象の所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類を抽出して調査することより、監査を行った。

4 監査の結果

1から3までの事項のとおり監査した限りにおいて、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、次のとおり、一部において改善または検討を要する事項(以下「改善事項等」という。)が認められた。改善事項等については、所属等の別に掲げているが、全ての所属の適正な事務執行等に資するものであると考えることから、有効に活用して内部統制の整備および運用を進め、適正かつ効率的な事務の執行に努めていただきたい。

事務処理上の軽易な改善事項等については、記載を省略した。

【幼稚園、保育園、子ども園】

会計年度任用職員の出勤簿、諸届簿、時間外勤務命令簿等の記入漏れ、記載誤り、計算誤り等が散見され、報酬等の支給額が誤っているものも認められた。これらの書類の記載が報酬等の支給、休暇取得の権利行使等の根拠となるものであることから、必要事項の記載の徹底、検算等により適切な事務の執行に努めていただきたい。

【小学校、中学校】

- (1) 学年会計等の支出について、請求日から 1 か月以上経過してから支払われているもの、立替払の場合における立替者への支払が遅延しているものが散見された。通常支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 265 号)および彦根市契約規則(昭和 44 年彦根市規則第 33 号)に準じて正当な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うことが望ましいことから、支払の遅延により業者に不利益が生じることのないよう、計画的に少しでも早い支払に努めていただきたい。立替払の精算についても同様に、速やかな立替者への支払に努めていただきたい。
- (2) 学年会計等の支出については、支出根拠資料となる適切な請求書が徴取されていないもの、分割して支払うなどにより請求額と支払額が一致しない場合の請求書の原本の所在の記載がないもの、通帳の入出金の内容と出納簿または支出調書の内容とが一致していないもの等が散見された。市内の小中学校での統一化された処理方法に従い、内部でのチェックを機能させ、透明性の高い適正な会計処理に努めていただきたい。

【農村環境改善センター】

彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 9 号)に規定されていない時間帯の使用の希望があれば使用許可を行い、当該時間帯でない時間区分の使用料を適用する運用がなされていた。使用料相当額として徴収することができると考えられたが、同条例および彦根市農村環境改善センターの管理運営に関する規則(平成 4 年彦根市規則第 11 号)に基づく適正な事務の執行に努めていただきたい。

【人権・福祉交流会館】

- (1) 人権・福祉交流会館の冷暖房使用料について、30 分未満の時間に係る取扱いが彦根市地域総合センターの設置および管理に関する条例施行規則(昭和 53 年彦根市規則第 9 号)の規定と異なっていた。必要に応じて同規則を改正し、同規則に基づく適正な運用に努めていただきたい。
- (2) 人権・福祉交流会館草刈等委託業務における草刈の後に実施された人権・福祉交流会館剪定等委託業務には除草作業の経費が含まれていたが、除草作業前の状況を確認できる写真等が添付されていなかった。時間の経過とともに状況の確認が困難になることから委託業務完了の確認に必要な作業前後の写真等の書類の徴取、現地確認等により、適切な検収に努めていただきたい。

【人権政策課】

会計年度任用職員の時間外勤務を時間休として振り替える処理がされたことにより時間外勤務手当が支払われていない事例および週休日の振替が同一週でないことにより 1 週間に

割り振られた勤務時間が 38 時間 45 分を超える場合の当該超えた部分の時間数に対して支給される手当が支払われていない事例が認められた。関係する条例、規則等に基づく適法な事務の執行の徹底に努めていただきたい。

【選挙管理委員会事務局】

収入印紙の貼付が必要と思われる契約書に収入印紙の貼付がないものがあった。市が印紙税を負担することはないが、印紙税の法令に照らして適正な収入印紙が貼付されているかの確認および相手方業者への指導に努めていただきたい。

【住宅課】

市営住宅の返還に伴う家賃の還付等の手続が、当該家賃の口座引落による入金が確定する前に入金を前提として進められた事例が認められた。個別の事情により速やかな還付を要したことが理由であるが、口座引落ができない等のリスクを想定し、適切な事務の執行に努めていただきたい。

【交通政策課】

彦根市営稲枝駅前駐車場使用料の収納事務が委託されていたが、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項に基づく指定公金事務取扱者の告示または同法附則第 2 条第 3 項に基づく収納事務委託の告示がなされていなかった。今後、同法に基づく適切な事務の執行に努めていただきたい。

【都市計画課・稲枝駅西側開発調整室】

窓口で収受した現金について、公金管理マニュアルでは収受金管理リストに現金取扱員、第 1 確認者および最終確認者の 3 名が押印して管理することになっているが、令和 5 年 12 月以降第 1 確認者および最終確認者の押印がない状況が継続していた。必要に応じて管理方法を見直し、複数人によるチェックを確実に実施し、適切な事務の執行に努めていただきたい。

【彦根城博物館】

- (1) 彦根城博物館の施設の使用料について、練習利用の場合に減免の取扱いがされていたが、彦根城博物館の管理運営に関する規則(昭和 62 年彦根市教育委員会規則第 1 号)および彦根城博物館観覧料、特別利用および使用料の減免に関する内規に減免の規定がなく、減免の申請および許可に係る手続がなされていなかった。同規則等の規定を整備し、適切な手続に努めていただきたい。
- (2) 会計年度任用職員が週休日に勤務したことにより当該週の勤務時間が 38 時間 45 分を超えた部分について、割増し分の時間外手当が支給されていない事例が認められた。関係する条例、規則等に基づく適法な事務の執行の徹底に努めていただきたい。

【企画課・女性活躍推進室】

彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例(平成 15 年彦根市条例第 1 号)に基づく使用料について、50 パーセントを加算する場合に同条例に規定されていない要件を加味していることが懸念される運用がなされていた。同条例の解釈が妥当であるか検討し、適切な事務の執行に努めていただきたい。

【子ども・若者課】

ふれあいの館污水管ほか修繕の完了後の工事写真が、不具合箇所、施工中の状況等の判別が困難なものであった。復旧後に内部を確認することができないことから、完了確認に必要な写真等の書類の徴取により、適切な検収に努めていただきたい。

【子育て支援課・家庭児童相談室】

- (1) 1 万円を超える高額の旅費については、旅行日までの概算払を要することおよび目的達成後直ちに精算の手続を要するが、1 万円を超える旅費の概算払の処理が遅延して 8 月の旅行日に間に合わず 9 月となり、また、精算の処理も遅延して 1 月となった事案が認められた。今後適正な事務の執行に努めていただきたい。
- (2) ひとり親家庭福祉推進員の活動費が、推進員が所属している団体の会長から、当該団体選出の推進員分を当該団体の口座に振込を依頼する口座振替払申出書が徴取され、当該団体の口座に振り込まれていたが、会長以外の推進員から申出書が徴取されておらず、活動費の受領を委任することについての各推進員の意思が確認できる書類がなかった。当該団体から各推進員に支払われているとのことであるが、適切な事務の執行に努めていただきたい。

【障害者福祉センター】

口座振替に係る電気料金、ガス料金および電話料金の資金前渡の支出の処理が遅れ、他所属の資金前渡金がプールされた中からの振替となった。口座振替でなければ履行遅滞となっていたことから、適正な事務の執行に努めていただきたい。

【社会福祉課】

長期継続契約である彦根市福祉センター本館管理委託業務および彦根市福祉センター別館管理業務委託契約の契約書に、歳入歳出予算の減額または削除があった場合に契約を解除できる旨の解除条項が明記されておらず、前年度に対応することとされていたが、未対応であった。当該解除条項は、長期継続契約に認められた債務負担行為の設定回避の手段であることから、適切に対応するとともに、今後の適切な契約事務の執行に努めていただきたい。

【高齢福祉推進課・医療福祉推進センター】

- (1) 納骨堂敷地内草刈業務の業務範囲に生垣の剪定が含まれていたが、剪定前後の写真が生

垣の剪定の実施の有無を確認することが困難なもので、口答で確認されたがその記録もなかった。時間の経過とともに状況の確認が困難になることから、委託業務完了の確認に必要な作業前後の写真等の書類の徴取、現地確認等により、適切な検収に努めていただきたい。

- (2) 口座振替に係る電話料金の資金前渡の支出の処理が遅れ、他所属の資金前渡金がプールされた中からの振替となった。口座振替でなければ履行遅滞となっていたことから、適正な事務の執行に努めていただきたい。

【健康推進課】

- (1) 契約書に貼付されている収入印紙について、貼付額が不足しているものがあつた。市が印紙税を負担することはないが、印紙税の法令に照らして適正な収入印紙が貼付されているかの確認および相手方業者への指導に努めていただきたい。
- (2) 自動体外除細動器賃貸借契約等長期継続契約の契約書に、歳入歳出予算の減額または削除があつた場合に契約を解除できる旨の解除条項が明記されていないものが認められた。当該解除条項は、長期継続契約に認められた債務負担行為の設定回避の手段であることから、適切に対応するとともに、今後の適切な契約事務の執行に努めていただきたい。

【休日急病診療所】

ラベルプリンタリース契約等長期継続契約の契約書に、歳入歳出予算の減額または削除があつた場合に契約を解除できる旨の解除条項が明記されていないものが認められた。当該解除条項は、長期継続契約に認められた債務負担行為の設定回避の手段であることから、適切に対応するとともに、今後の適切な契約事務の執行に努めていただきたい。

【観光交流課】

彦根市観光における経済効果測定調査委託業務の契約について、歳出予算執行伺いにおける支出予定額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号の金額を超えていたが、競争入札ではなく随意契約で見積合わせが実施されていた。随意契約ガイドライン等により随意契約の要件を確認し、適法な契約事務の執行に努めていただきたい。

【エンタテインメント課・フィルムコミッション室・ひこにゃんブランド推進室】

- (1) 彦根市キャラクター「ひこにゃん」特別派遣管理運営業務委託契約書の契約金額に誤りがあつた。決裁では正しい金額となっていたことから、その原因の検証および再発防止策の検討を行い、適正な事務の執行に努めていただきたい。
- (2) 口座振替に係る電話料金の資金前渡の支出の処理が遅れ、他所属の資金前渡金がプールされた中からの振替となった。口座振替でなければ履行遅滞となっていたことから、適正な事務の執行に努めていただきたい。

【契約監理室】

随意契約については、随意契約ガイドラインを作成し、全庁に周知をされているが、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の適用を誤っているもののほか、適切な見積書が徴取されていないもの、歳出執行伺い前に本見積書が徴取されているもの、予算案の議決前に見積書の徴取、契約の締結の伺い等がされているものなどの事例が各所属において数多く認められた。地方自治法施行令の改正により令和 7 年 4 月 1 日から同令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約とすることができる基準額が引き上げられ、より多くの事案が随意契約となることが想定されることから、随意契約に係る適正な事務の執行および職員の理解の促進に資するよう、分かりやすいマニュアルや F A Q の整備、研修の実施等を検討していただきたい。

【消防本部】

金融機関の窓口で所定の様式での振込みをするために現金の交付を受けた職員が振込手数料の高い他の金融機関の窓口で手続をしたため振込手数料が不足したことにより立替払となった事例、現地での支払に必要な資金前渡金の支出ができておらず立替払となった事例が認められた。立替払が禁止されていることから、今後の適切な事務の執行に努めていただきたい。

【彦根市学校給食センター】

口座振替に係る電気料金の資金前渡の 2 回目の支出の処理が遅れ、他所属の資金前渡金がプールされた中からの振替となった。口座振替でなければ履行遅滞となっていたことから、適正な事務の執行に努めていただきたい。

【生涯学習課・公民館】

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年彦根市条例第 3 号)に基づく使用料について、使用料を徴収する場合に同条例に規定されていない要件を加味していることが懸念される運用がなされていた。同条例の解釈が妥当であるか検討し、適切な事務の執行に努めていただきたい。

【生涯学習課】

長期継続契約である彦根市西地区公民館他 3 館デジタル印刷機賃貸借契約の契約書に、歳入歳出予算の減額または削除があった場合に契約を解除できる旨の解除条項が明記されていなかった。当該解除条項は、長期継続契約に認められた債務負担行為の設定回避の手段であることから、適切に対応するとともに、今後の適切な契約事務の執行に努めていただきたい。

【文化財課・開国記念館・歴史民俗資料室・彦根城世界遺産登録推進室】

- (1) 協議会総会の参加に必要な参加費の資金前渡の支出の処理を失念し、立替払となった事例が認められた。立替払が禁止されていることから、今後の適切な事務の執行に努めていただきたい。
- (2) 口座振替に係る電気料金および電話料金の資金前渡の支出の処理が遅れ、他所属の資金前渡金がプールされた中からの振替となった。口座振替でなければ履行遅滞となっていたことから、適正な事務の執行に努めていただきたい。
- (3) 会計年度任用職員の給与および報酬について、休暇の種類の誤りおよび出勤簿への記載漏れにより支給額が不足している事例が確認された。関係する条例、規則等に基づく適切な事務の執行に努めていただきたい。
- (4) つり銭準備金を当課の事務室で保管しているが、当年度に当課窓口での現金の取扱いがなく、現金取扱いマニュアルに従った月末の確認がなされていなかった。現金の亡失のリスクが懸念されることから、マニュアルに従った確認を徹底するとともに、つり銭準備金を取り扱わないことについて検討していただきたい。

【地域経済振興課・営業戦略室】

1 万円を超える高額の旅費については、旅行日までの概算払を要することおよび目的達成後直ちに精算の手続を要するが、1 万円を超える旅費の概算払の処理が遅延して 8 月の旅行日に間に合わず、また、精算の処理も遅延して 2 月となった事案が認められた。今後適正な事務の執行に努めていただきたい。

【農林水産課・地域農産品ブランド化推進室】

口座振替に係る電気料金および水道料金の資金前渡の支出の処理が遅れ、他所属の資金前渡金がプールされた中からの振替となった。口座振替でなければ履行遅滞となっていたことから、適正な事務の執行に努めていただきたい。

【人事課】

- (1) 収入印紙の貼付が必要と思われる契約書に収入印紙の貼付がされていないものがあった。市が印紙税を負担することはないが、印紙税の法令に照らして適正な収入印紙が貼付されているかの確認および相手方業者への指導に努めていただきたい。
- (2) 会計年度任用職員の勤務については、各所属において紙による出勤簿、時間外勤務命令簿、年次有給休暇簿等により管理されているが、記載の不備、集計誤り、時間外勤務手当および同一週でない週休日振替の割増し支給の誤り等の事務処理誤りが多くの所属で認められた。第 1 号会計年度任用職員が多く、多様な勤務形態が増加していることから、適正な事務処理および職員の負担軽減に資するよう、マニュアルの整備や研修の実施およびシステム管理

の導入について検討していただきたい。

【上下水道部(水道事業)】

令和6年度能登半島地震に係る応急復旧委託業務に係る契約が業務完了後に締結されていた。受託者の応急復旧活動に要した費用(実費)を契約金額としたことによるものであるが、業務中のトラブル、認識の相違等のリスクを想定し、同様の緊急の業務に備えて平時に契約方法を検討するなど、適切な事務の執行に努めていただきたい。

【上下水道部(下水道事業)】

R6 公共下水道マンホールポンプ工事資材単価特別調査委託業務およびR6 公共下水道工事資材単価特別調査委託業務の契約について、歳出予算執行伺いにおける支出予定額が地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項第1号の金額を超えていたが、競争入札ではなく随意契約で見積合わせが実施されていた。随意契約ガイドライン等により随意契約の要件を確認し、適法な契約事務の執行に努めていただきたい。

【市立病院】

契約書に貼付されている収入印紙について、相手方業者への指導により改善が見られるものの、契約額に対して貼付額が超過している事例および不課税と考えられる契約であるが貼付されている事例が認められた。市が印紙税を負担することはないが、引き続き、契約の都度、印紙税の法令に照らして適正な収入印紙が貼付されているかの確認および相手方業者への指導に努めていただきたい。

【税務課】

会計年度任用職員の給与および報酬について、出勤簿への年次有給休暇取得時間の記載漏れ等により支給額が不足している事例および割増率の適用誤りにより時間外勤務手当が過支給である事例が認められたことから、適切な事務の執行に努めていただきたい。